

総合特別区域評価・調査検討会準備会

日時:平成 23 年 7 月 22 日(金)10:00~12:00

場所:永田町合同庁舎 7 階特別会議室

○議事次第

1. 開会

2. 指定基準の運用方針等について

○配布資料

資料 1 - 1 議事次第

資料 1 - 2 委員名簿

資料 1 - 3 座席表

資料 2 - 1 指定プロセス

資料 2 - 2 評価・調査検討会及び専門家評価の体制

資料 3 - 1 総合特区申請に係る採点表

資料 3 - 2 **WG** に対する報告の方法

資料 3 - 3 指定基準の運用方針

参考資料 1 第 1 回検討会準備会 議事要旨

参考資料 2 「総合特区制度」について

参考資料 3 総合特区申請に係る申請書

参考資料 4 今後のスケジュール

参考資料 5 有識者構成のイメージ

参考資料 6 法律、基本方針と評価の関係

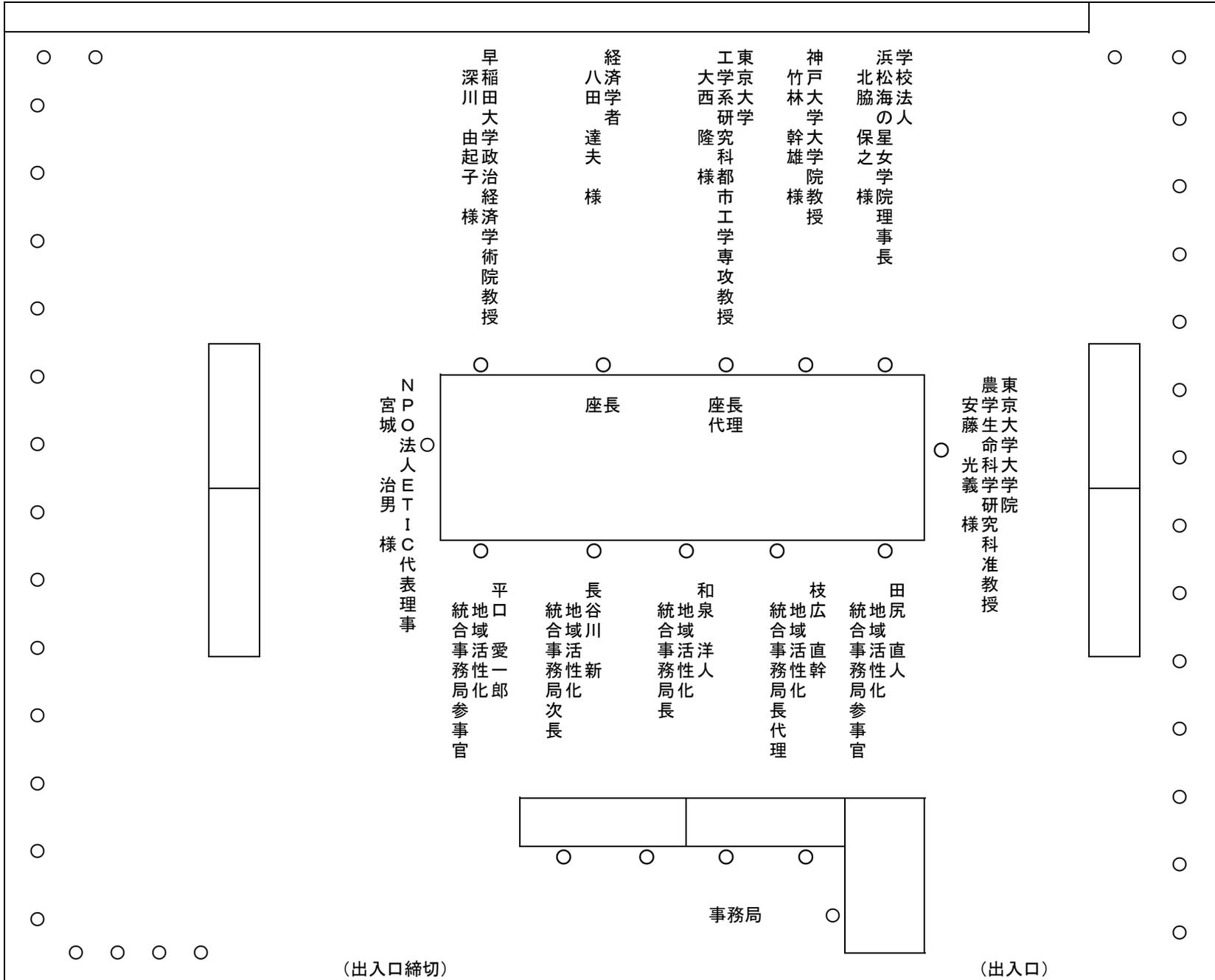
参考資料 7 法律、基本方針の抜粋

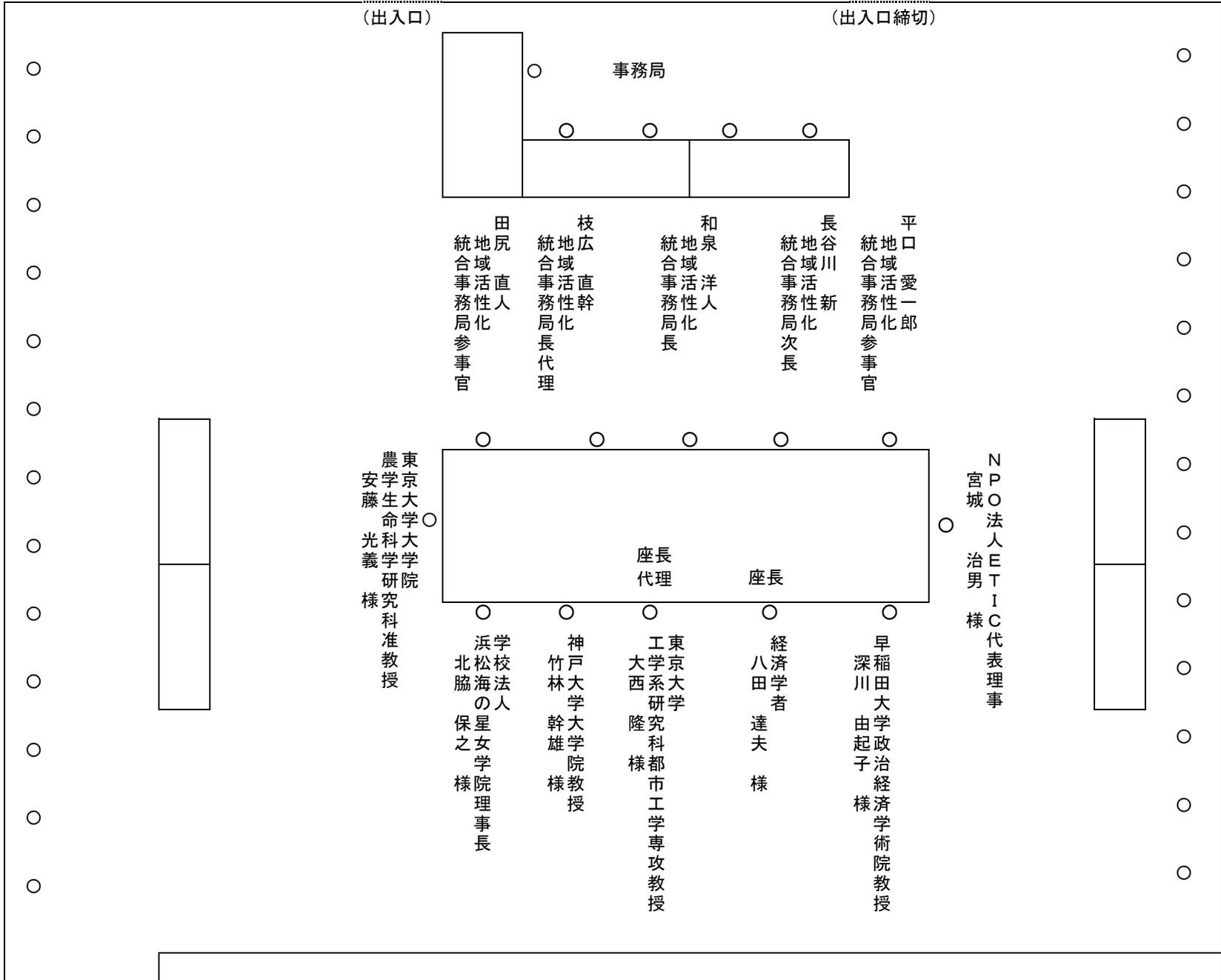
参考資料 8 設置要綱

総合特別区域評価・調査検討会 準備会
名簿（五十音順、敬称略）

【委員】

	あんどう 安藤	みつよし 光義	東京大学大学院農学生命科学研究科准教授
(座長代理)	おおにし 大西	たかし 隆	東京大学工学系研究科都市工学専攻教授
	きたわき 北脇	やすゆき 保之	学校法人浜松海の星女学院理事長
	たけだ 武田	きみこ 公子	金沢大学経済学経営学系教授
	たけばやし 竹林	みきお 幹雄	神戸大学大学院教授
	たまおき 玉沖	ひとみ 仁美	株式会社タマノワ代表取締役
(座長)	はった 八田	たつお 達夫	経済学者
	ひろい 廣井	よしのり 良典	千葉大学法経学部教授
	ふかがわ 深川	ゆきこ 由起子	早稲田大学政治経済学術院教授
	ふじた 藤田	つよし 壮	東洋大学大学院特任教授 国立環境研究所 環境都市研究プログラム総括
	みやぎ 宮城	はるお 治男	NPO法人ETIC代表理事





指定プロセス

資料2-1

地方団体からの申請

総合特区の指定基準(法律)
①基本方針に適合すること(第1号基準)
i) 包括的・戦略的な政策課題の設定と解決策の提示
ii) 先駆性と一定の熟度
iii) 取組の実現等を支える地域資源等の存在
iv) 有効な国の規制・制度改革の提案
v) 地域の責任ある関与
vi) 明確な運営母体
②我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれること(第2号基準)

専門家による評価
・政策課題の適切性
・政策課題と解決策の整合性
・先駆性
・熟度
・地域資源等の存在
・第2号基準

事務局による評価
・国の規制・制度改革の提案
・単に国の支援のみを求めるものでないこと
・地域の責任ある関与
・明確な運営母体
・総合特区により実現を図る目標の提案

足りなくなかった申請を各省庁へ送付・検討を依頼
※各省庁の施策に照らし、政策課題と解決策を共有できるかどうか。

(外形基準による足切りあり)

指定原案・推進方針原案各省協議

総合特別区域評価・調査検討会における各省庁意見の報告及び
評価案のとりまとめ

指定案・推進方針案の作成
WG(副大臣・政務官クラス)による調査・審議

本部において指定・推進方針意見とりまとめ

内閣総理大臣が指定及び推進方針の制定

評価・調査検討会及び専門家評価の体制

「総合特別区域評価・調査検討会」

指定基準の運用方針や指定の手続き、申請に対する評価、認定後のフォローアップ等に関しご意見を伺う。

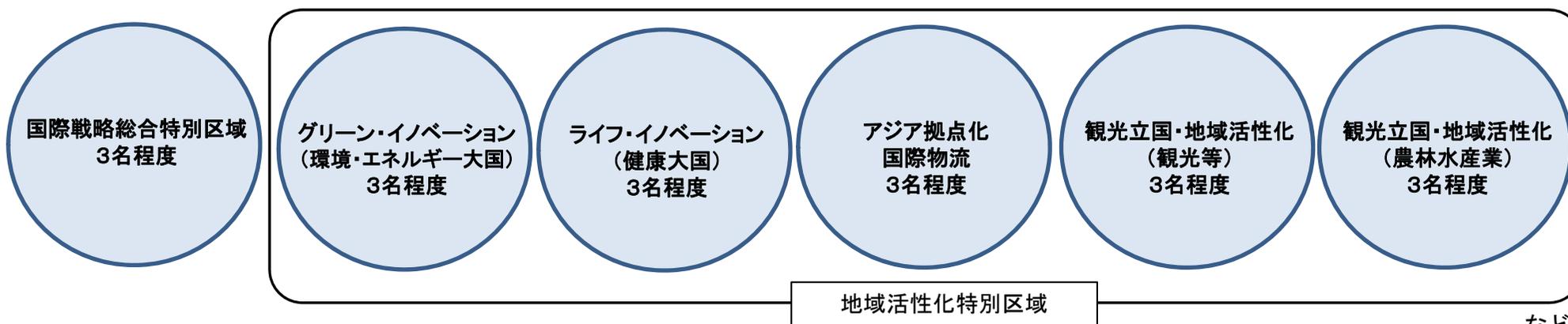
【産業競争力強化や地域活性化全般を横断的に評価できる有識者】

規制・制度改革 地域活性化全般	八田達夫 大西隆 武田公子	経済学者 東京大学教授 金沢大学経済学部教授
NPO・新しい公共 自治体経験者	宮城治男 北脇保之	NPO法人ETIC代表理事 学校法人浜松海の星女学院理事長

【環境・医療・福祉などの主要な各分野ごとの有識者】

グリーン・イノベーション	藤田壮	東洋大学大学院特任教授・国立環境研究所環境都市研究プログラム総括
ライフ・イノベーション	廣井良典	千葉大学法経学部教授
アジア拠点化・国際物流	深川由起子	早稲田大学政治経済学術院教授
観光立国・地域活性化（観光等）	竹林幹雄	神戸大学教授
観光立国・地域活性化（農林水産業）	玉沖仁美	株式会社タマノワ 代表取締役
	安藤光義	東京大学准教授

「分野ごとの専門家グループ」



※1つの提案を該当する分野に分け、当該分野の複数の専門家により評価いただき、それを平均する。

(複数の分野にまたがる場合は、該当する専門家グループそれぞれに評価いただく。)

※分野、人数については、実際に申請を受け付けてから再検討を行う。

総合特区申請に係る採点表①

資料3-1

申請主体名	
申請プロジェクト名	
政策課題の類型	
国際・地域の別	

1. 専門家評価		
評価項目	判定	意見
①包括的・戦略的な政策課題の設定	A～E	
②包括的・戦略的・整合的な解決策の設定	A～E	
③地域資源等の存在	A～E	
④先駆性	A～E	
⑤熟度	A～E	
上記項目の評価による総得点		点 算定式：(Aの数×4点+Bの数×3点+Cの数×2点+Dの数×1点)／2
評価項目		意見
⑥我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれるか		
⑦事業実施による目標達成の蓋然性が相当程度高く、当該事業を含む取組が政策課題の解決に相当程度有効かつ先駆的で実現可能性が高いものか		
⑧その他特記事項		

注) 1. 専門家評価⑥、⑦は、総合特別区域評価・調査検討会、総合特別区域推進WGに対して専門的な見地からの助言を行うもの

総合特区申請に係る採点表②

申請主体名	
申請プロジェクト名	
政策課題の類型	
国際・地域の別	

2. 事務局評価			
評価項目	評価の要件	判定	意見
(1) 総合特区により実現を図る目標の提案	○目標が具体的に記載されているとともに数値目標の設定の考え方が適切か	A~E	
(2) 国の支援のみを求めるものに該当しないものか		O, X	
(3) 地域の責任ある関与	①地域独自の税制・財政・金融上の支援措置 ②地方公共団体の権限の範囲内での規制の緩和、独自のルールの設定 ③地方公共団体等における体制の強化 <u>④民間独自の責任ある関与を示す取組</u> ⑤その他の地域の責任ある関与	A~E	
	⑥総合特区の目標に対する評価の適切な実施	O, X	
(4) 明確な運営母体	①法に基づく地域協議会の設置の有無	O, X	
	②地域協議会が合理的なメンバーで構成され、一体となって推進できる体制となっており、 <u>かつ協議を経た申請となっているか</u>	A~E	
(5) 新たな規制・制度改革の提案	①国の規制・制度に係る規制の特例措置等の提案の有無	O, X	
	②政策課題の解決策として必要なものが包括的・網羅的に提案されており、かつ有効か	A~E	
上記項目の評価による総得点			点 算定式：(Aの数×4点+Bの数×3点+Cの数×2点+Dの数×1点)×5/8
(6) 区域の設定等、その他特記事項			

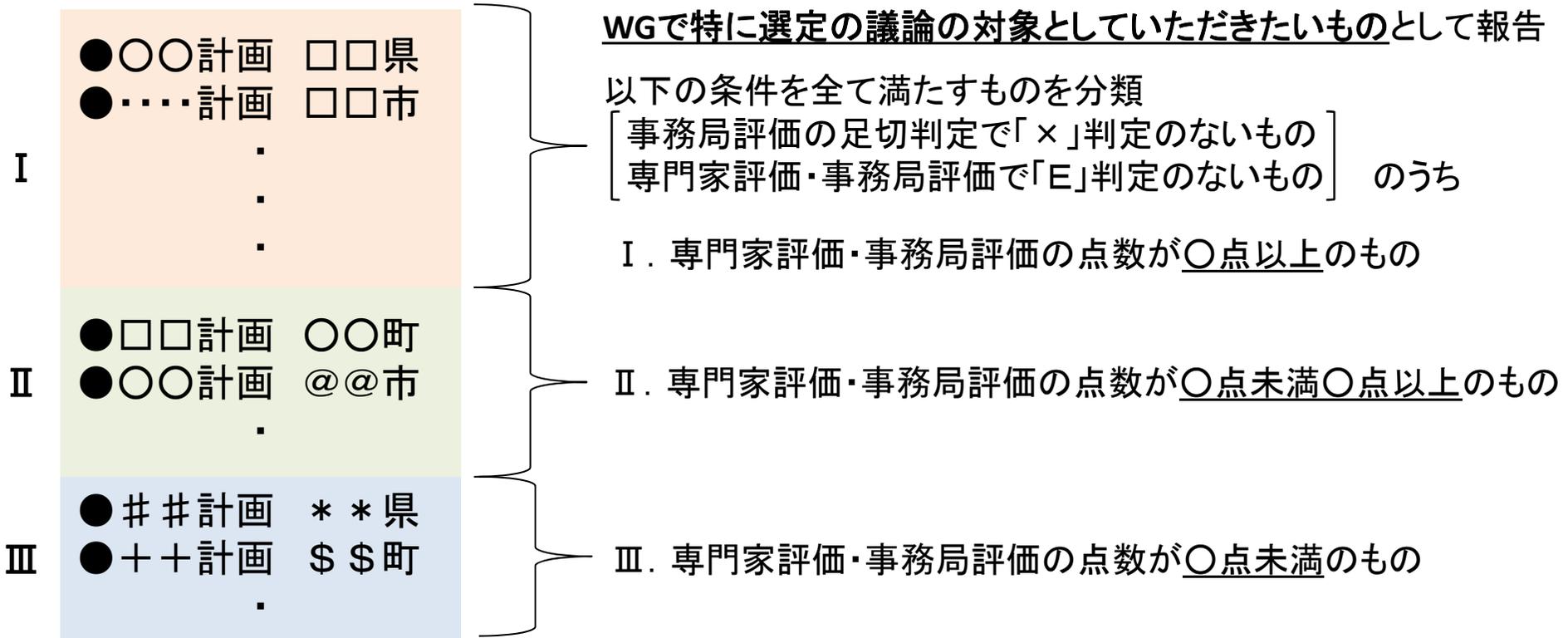
※判定に、(1)①、(2)、(3)⑤、(4)①が「X」のないもので、その他の項目に「E」のものがないものは「1. 専門家評価」へ

WG報告分類(専門家評価及び事務局評価における総得点)

WGに対する報告の方法(案)

資料3-2

申請案件を以下の3分類に整理



- ※ 総合特別区域評価・調査検討会及びWGにおいては、報告案件について、全ての評価項目の評価結果を総合的に判断して選定意見を作成する
- ※ 〇点については、全体の点数分布、選定数とその対象とする候補数などにより決定
- ※ 国際は1本、地域は専門分野ごとに点数順にまとめる

(とりまとめイメージ)

提案主体名	提案プロジェクト名	政策分野	1. 専門家評価								2. 事務局評価					合計 得点			
			①包括的・戦略的な政策課題の設定	②包括的・戦略的・総合的な解決策の設定	③先駆性	④熟度	⑤地域資源等の存在	⑥我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれるか	⑦事業実施による目標達成の蓋然性が相当程度高く、当該事業を含む取組が政策課題の解決に相当程度有効かつ先駆的で実現可能性が高いものか	①～⑤の合計得点×1/2	(1) 新たな規制制度改革の提案		(2) 国の支援のみを求めないものか		(3) 地域の責任ある関与		(4) 明確な運営母体		(5) 総合特区により実現を図る目標の提案
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
〇〇県	〇〇計画	a	A	A	A	A	A	10	○	A	○	A	○	○	A	A	10

指定基準の運用方針（案）

1. 専門家評価

① 包括的・戦略的な政策課題の設定

申請に係る総合特区（以下単に「総合特区」という）の目標に照らして必要かつ戦略的な政策課題として適切であると認められるか

A：極めて適切であると認められる

B：十分に適切であると認められる

C：適切であると認められる

D：目標に照らして必要かつ戦略的な政策課題として適切であると認めるには不十分である

E：目標に照らして必要かつ戦略的な政策課題として適切であると認められない

② 包括的・戦略的・整合的な解決策の設定

解決策が、総合特区の目標及び政策課題に照らして包括的・戦略的・整合的であり、政策課題の解決に相当程度寄与することと認められるか

A：解決策が包括的・戦略的・整合的であり、政策課題の解決に寄与すると極めて十分に認められる

B：解決策が包括的・戦略的・整合的であり、政策課題の解決に寄与すると十分に認められる

C：解決策が包括的・戦略的・整合的であり、政策課題の解決に寄与すると認められる

D：解決策が包括的・戦略的・整合的であること及び政策課題を解決することに係る寄与の度合が不十分であると認められる

E：解決策が包括的・戦略的・整合的であること及び政策課題を解決することに係る寄与の度合が極めて不十分であると認められる又は寄与すると認められない

③ 地域資源等の存在

地域の歴史や文化、地理的条件、社会資本や技術の存在、産業や担い手の集積等の地域資源の特性を踏まえた取組や事業であると認められるか

A：地域資源の特性を踏まえた取組や事業が、他の地域に比べて著しく優れていると認められる

B：地域資源の特性を踏まえた取組や事業が、他の地域に比べて十分に優れていると認められる

C：地域資源の特性を踏まえた取組や事業が、他の地域に比べて優れていると認められる

D：地域資源の特性を踏まえた取組や事業が、他の地域に比べて優れていると認めるには不十分である

E：地域資源の特性を踏まえた取組や事業が、他の地域に比べて優れていると認められない

④③ 先駆性

政策課題の解決に有効なものとして当該取組の先駆性が認められるか

A：同様の政策課題の解決を図る国内の他の取組みと比較して極めて十分に先駆性があると認められる

B：同様の政策課題の解決を図る国内の他の取組みと比較して十分に先駆性があると認められる

C：同様の政策課題の解決を図る国内の他の取組みと比較して先駆性があると認められる

D：同様の政策課題の解決を図る国内の他の取組みと比較して先駆性を認めるには不十分である

E：同様の政策課題の解決を図る国内の他の取組みと比較して先駆性を認めるには極めて不十分又は不適切である

※国際戦略総合特区に係る申請については、海外の他の取組みとの比較も考慮するものとする。

⑤④ 熟度

関係者の合意形成が調っているか、及び事業の実現可能性について以下のいずれかに該当すると判断されたか

A：事業内容が確定していてその実現可能性は極めて高く、かつ、関係者の合意形成が調っているもの

B：事業内容が確定していてその実現可能性は十分に高く、かつ、関係者の合意形成が調っているもの

C：事業内容は確定しており、かつ、関係者の合意形成が調っているもの

D：事業内容は確定しているが、関係者の合意形成が調っていない、又は調う見込みが明確でないもの

E：事業内容が確定していないもの、又は事業の全体像が不明確であるもの

~~⑤ 地域資源等の存在~~

~~地域の歴史や文化、地理的条件、社会資本や技術の存在、産業や担い手の集積等の地域資源の特性を踏まえた取組や事業であると認められるか~~

~~A：地域資源の特性を踏まえた取組や事業が、他の地域に比べて著しく優れていると認められる~~

- ~~B：地域資源の特性を踏まえた取組や事業が、他の地域に比べて十分に優れていると認められる~~
- ~~C：地域資源の特性を踏まえた取組や事業が、他の地域に比べて優れていると認められる~~
- ~~D：地域資源の特性を踏まえた取組や事業が、他の地域に比べて優れていると認めるには不十分である~~
- ~~E：地域資源の特性を踏まえた取組や事業が、他の地域に比べて優れていると認められない~~

⑥ 我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれること

【国際】

以下の事項を総合的に評価した意見を記載

事業の実施による総合特区の目標の達成が、以下の事項をどの程度満たすか

- ・我が国の経済の牽引役となることが期待される産業分野であること
- ・国際レベルでの競争優位性を持ちうる拠点形成に資すること
- ・当該総合特区に係る産業や地域のみならず、他の関連産業や周辺地域の活性化の効果と相まって、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与すること

【地域】

以下の事項を総合的に評価した意見を記載

事業の実施による総合特区の目標の達成が、以下の事項をどの程度満たすか

- ・地域の活性化に寄与すること
- ・経済効果が周辺地域に波及することや新たな課題可決モデルの構築に資することを通じて、我が国の経済社会の活力向上及び持続的発展に相当程度寄与すること

⑦ 事業の実施による目標達成の蓋然性が相当程度高く、当該事業を含む取組が政策課題の解決に相当程度有効かつ先駆的で実現可能性が高いものと認められるかを総合的に勘案

2. 事務局評価

(1) 総合特区により実現を図る目標の提案

目標の記載に当たっては、目標が数値として表され、目標達成年次が明示（例：概ね5年以内を目安に適切に設定することとする等）されるなど具体的に記載されているとともに、数値目標の設定の考え方が適切であると認められるか

A：目標の記載の具体性及び設定の考え方が極めて適切であると認

められる

B：目標の記載の具体性及び設定の考え方が十分に適切であると認められる

C：目標の記載の具体性があり、その設定の考え方は適切であると認められる

D：目標の記載の具体性及び設定の考え方が不十分であると認められる

E：目標の記載の具体性及び設定の考え方が極めて不十分又は不適切であると認められる

~~(1) 新たな規制・制度改革の提案~~

~~① 国の規制・制度改革の特例措置等の提案の有無~~

~~○：国の規制・制度改革の提案があるもの~~

~~×：未記入、国の規制・制度改革の提案がないもの~~

~~② ①で「○」判定のものについて、国の規制・制度改革の特例措置等が、政策課題の解決策として必要なものが包括的・網羅的に提案されており、かつ有効であると認められるか。~~

~~A：包括的・網羅的で有効であると極めて十分に認められる~~

~~B：包括的・網羅的で有効であると十分に認められる~~

~~C：包括的・網羅的で有効であると認められる~~

~~D：包括的・網羅的で有効であると認めるには不十分である~~

~~E：包括的・網羅的で有効であると認めるには極めて不十分である又は認められない~~

(2) 国の支援のみを求めるものに該当しないものか

○：申請内容が国の支援を一方向的に求める内容ではないもの

×：申請内容が国の支援を一方向的に求める内容であるもの

(3) 地域の責任ある関与

①～⑤④ 地域の責任ある内容がどのようなものか

※国際、地域ごとに全件を相対評価する予定

⑥⑤ 総合特区の目標に対する事後評価が適切に実施されると認められるか

○：目標に対する事後評価が適切に実施されると認められる

×：目標に対する事後評価が適切に実施されると認められない

(4) 明確な運営母体

① 法定地域協議会の設置の有無

○：法定地域協議会が設置されている

×：法定地域協議会が未設置、又は設置予定段階である

② ①で「○」判定のものについて、その設置に係る地域協議会が、地域協議会を構成する者が合理的なメンバーで構成されており、明確な役割分担の下に連携し、一体となって推進できる体制（実質的な協議・合意形成の場）となっており、かつ協議を経た申請となっているか~~一定の活動実績があると認められるか~~

A：合理的なメンバーで構成され、一体となって推進できる体制となっているとともに、活動や調整・意見交換が極めて十分に実施されていると認められる

B：合理的なメンバーで構成され、一体となって推進できる体制となっているとともに、活動や調整・意見交換が十分に行われていると認められる

C：合理的なメンバーで構成され、一体となって推進できる体制となっているとともに、活動や調整・意見交換が行われていると認められる

D：合理的なメンバーで構成されておらず、一体となって推進できる体制となっていないもの、活動や調整・意見交換は行われていると認められる

E：合理的なメンバーで構成されておらず、一体となって推進できる体制となっていないもので、協議を経た申請となっていない活動実績がない又は不明であるもの

(5) 新たな規制・制度改革の提案

① 国の規制・制度改革の特例措置等の提案の有無

○：国の規制・制度改革の提案があるもの

×：未記入、国の規制・制度改革の提案がないもの

② ①で「○」判定のものについて、国の規制・制度改革の特例措置等が、政策課題の解決策として必要なものが包括的・網羅的に提案されており、かつ有効であると認められるか。

A：包括的・網羅的で有効であると極めて十分に認められる

B：包括的・網羅的で有効であると十分に認められる

C：包括的・網羅的で有効であると認められる

D：包括的・網羅的で有効であると認めるには不十分である

E：包括的・網羅的で有効であると認めるには極めて不十分である又は認められない

~~(5) 総合特区により実現を図る目標の提案~~

~~目標の記載に当たっては、目標が数値として表され、目標達成年次が明示（例：5年以内）されるなど具体的に記載されているとともに、~~

~~数値目標の設定の考え方が適切であると認められるか~~

- ~~A：目標の記載の具体性及び設定の考え方が極めて適切であると認められる~~
- ~~B：目標の記載の具体性及び設定の考え方が十分に適切であると認められる~~
- ~~C：目標の記載の具体性があり、その設定の考え方は適切であると認められる~~
- ~~D：目標の記載の具体性及び設定の考え方が不十分であると認められる~~
- ~~E：目標の記載の具体性及び設定の考え方が極めて不十分又は不適切であると認められる~~

(6) 区域の設定

【国際】以下の事項を総合的に評価した意見を記載

- ①申請に係る区域が、産業の国際競争力の強化の拠点整備が行われる区域に限定することを基本としているか
- ②複数区域にわたり区域を設定（いわゆる「飛び地」）する場合は、一つの取組と認められるか
- ③複数の取組をまとめて一つの区域とする場合は、以下のいずれも満たすこと
 - ・連携して取組を実施することで相乗効果が得られること
 - ・連携の必然性と実態が認められること
 - ・個々の取組自体がそれぞれで総合特区の指定基準を満たしていること

【地域】以下の事項を総合的に評価した意見を記載

- ①複数にわたり区域を設定（いわゆる「飛び地」）する場合は、一つの取組と認められるか
- ②複数の取組をまとめて一つの区域として設定する場合は、以下のいずれも満たすこと
 - ・連携して取組を実施することで相乗効果が得られること
 - ・連携の必然性と実態が認められること
 - ・個々の取組自体がそれぞれで総合特区の指定基準を満たしていること

総合特別区域評価・調査検討会 準備会
(議事要旨)

日 時：平成23年7月15日(金) 10:00～12:00

出席者 有識者 大西隆氏、北脇保之氏、武田公子氏、玉沖仁美氏、
八田達夫氏、深川由起子氏、藤田壮氏、宮城治男氏
政府側 逢坂大臣政務官、和泉事務局長、枝広局長代理、平口参
事官、田尻参事官

- 冒頭、事務局より委員の御紹介、配布資料の確認、資料2-1(検討会の設置要綱)の説明。
 - 事務局より、座長を八田先生にお願いすることを提案。当該提案について、各委員より御賛同いただいた。
 - 八田座長より、以下のようなご挨拶等があった。
 - ・総合特区制度は、波及効果が大きい地域において、政策課題の先駆性、有効性があるって実現可能性の高いものについて、その実現を図るもの。
 - ・本会の役割は、客観的な評価基準をつくること、地方からの申請の評価をすること、そして、指定した特区の事後評価をすることであり、いずれも重要である。
 - ・当面のスケジュールは、年内までに指定であり、きわめて詰まっているところ。
 - ・委員各位はご多忙かと思うが、活発なご議論を頂くようご協力をお願いしたい。
 - ・さて、設置要項に座長代理をおくことができることとされている。代理は大西さんをお願いしたい。
- 大西委員了承。

- 総合特区制度について
総合特区制度について、事務局より資料3-1, 3-2に基づき説明。

<質疑応答>

大西代理 昨今の国会を見ていると法律がなかなか通らないが、総合特区に関して法律改正が必要なものも国会の審議を待つことになるのか。
事務局 然り。

武田委員 既存の施策との関係はどのようになっているのか。

事務局 特区や地域再生は申請すれば認定を受けられるが、総合特区はそうではなく、厳選されたエリアについて国が規制、税制、財政、金融上のフルパッケージで支援する。この点が大きく異なる。各制度の経緯・比

較したものをお送りさせていただく。

玉沖委員 沖縄特区との関係はどうなっているのか。

事務局 ご指摘のとおり沖縄にも特区がある。沖縄の特区はあらかじめ税制等のメニューが決まっているが、総合特区は予めメニューが決まっているものではなく、オーダーメイドの制度となっている。

北脇委員 現行国の事業とされている事業について、国に権限移譲を求めて地方で実施する場合もあるだろうが、（現行制度どおり）国で実施することを求めるという提案もあり得るだろう。そのような場合国の事業実施はどのようにオーソライズする仕組みになっているのか。

事務局 国と地方の協議会で協議を行い、協議が整ったものについて地方公共団体が総合特区計画に盛り込み、それを内閣総理大臣が認定することでオーソライズされる。

藤田委員 評価に当たっては、既存の制度、関連制度との関係も考慮する必要がある。委員への情報提供と準備的なスクリーニングはどのように進めていくと考えているのか。

事務局 既存制度について取りまとめた資料を委員に提供して説明したい。委員が評価する前の事務局によるスクリーニングを考えている。

○今後の進め方について

今後の進め方について、事務局より資料4-1, 4-2, 4-3, 4-4に基づき説明。

<質疑応答>

深川委員 複数の似たようなアイデアが提案され、それらに係るプロジェクト同士がバッティングする場合はどうするか。例えば、国際物流のためのインフラ整備などの場面でそのようなケースが考えられる。

事務局 個別の提案を実際にご評価いただいてからの話になってしまうが国際物流でも単体の港湾だけに係る特区提案は高い評価が得られないのではないかと思われる。当該港湾を含めた国際物流に係る提案で戦略性の高いものが高い評価を得られることとなるのではないかと考えている。

個別の提案は地方公共団体が行うため、当該団体が当該地域において最も先駆的で有効な提案を申請されるものと考えている。また、地方公共団体も単独である必要はなく、複数の地方公共団体も提出可能であり、一定の地域的に広がりのあるテーマでも同様であると考えている。

八田座長 小委員会での採点と親委員会との関係はどのように考えるか。

事務局 有識者グループには個別の提案を採点して頂くが、その結果を取りまとめて相対的に評価をしていくのが本会議であると考えている。

八田座長 有識者グループから上がってきた結果について、相対的なウェイ

ト付けが必要なものもあるだろうと考える。

それから、事務局資料であるが、資料3-1 P. 3、P. 7の資料にスケジュールを記入していただくようお願いしたい。

事務局 対応する。

○指摘基準の運用について

運用方針について、事務局より資料5-1, 5-2, 5-3, 5-4について資料に基づき説明。

<質疑応答>

大西代理 2種類の特區について、1号基準は同じ基準を適用し、2号基準で異なった基準があるということか。

事務局 然り。

大西代理 国際戦略特区と地域活性化特区とで性格が異なるのだから、同じ基準で評価することは適当ではないのではないか。

事務局 そこで、国際と地域でそれぞれグループの専門家に採点していただくという案をご提案している。

大西代理 申請書類の分量は任意か。

事務局 然り。

大西代理 採点者の立場に立つと、あまり冗長にならないようにすべき。

それから、申請書中の評価項目に係る記載の並びを、採点表の項目順に合わせられないか。

事務局 修正させていただく。

武田委員 規制改革に関わる事業が複数の事業のうちの1つしかない場合はどうなるのか。

事務局 提案を受け付ける。規制改革の提案があれば足切にはしないという趣旨である。

武田委員 規制改革がない事業に関する事項を総合特区で申請する意義は何か。既存の制度を適用すれば実施可能ではないか。

事務局 政策課題に照らして、その解決策の1つとなる事業に規制以外の必要な施策として総合特区でのみ適用を受けられる税制、財政、金融上の支援措置の適用を受けるようするものもあり、総合特区で申請いただく意義はある。

武田委員 評価基準の中の包括性というものがある。ピンポイントの規制改革のみを企図しているものが出てきた場合は撥ねていいのか。

事務局 いま、まさに制度説明を全国的に行っているところであるが、そのような提案があった場合は、構造改革特区において対応してはどうかと事務局でコンサルティングすることが必要となる場合もあると考えている。

武田委員 政策課題はどのようなメッシュのものがでてくるのか。いろいろ

ありえるのか。

事務局 政策課題の設定を縛ることは考えていない。各地域でお考えいただいたものを相対評価していただきたいと考えている。

北脇委員 資料5-4に資料5-2②の事務局評価(6)を付け加えるべき。また、国の関与の時間軸を明確にすべき。例えば、10年先の計画をたてた場合に、国の支援がどこまでつきあってくれるのかということもハッキリさせる必要があるのではないか。

事務局 国の関与の目安を明らかにすることについて、検討させていただく。

玉沖委員 主体の件であるが、意思決定者が誰か。事務局機能はどこが担っているかという視点で評価できるようにすべき。実現可能性の判断において、決定権者が複数いる場合は意思決定が進みにくかったりする。また、事業の進捗は事務局がどの程度機能を発揮できるかにかかっている部分が多分にある。

事務局 実施主体の組織について、申請書に記載していただく予定であるので、その情報も含めて評価していただくようにしたい。

武田委員 総合特区計画の申請時には地域協議会の議を経ることとされているが、特区指定申請時に総合特区計画も提出されるのか。

事務局 地域協議会で議論されたものは提出していただくこととしている。

藤田委員 国際、地域は目的が違うので、やはり、審査する段階で基準についてそれぞれで再度定義したうえで評価することが望ましいのではないかと。

事務局 言葉としては、同じ言葉で表現しているが、国際、地域それぞれの目的に照らして、先駆性、熟度等を評価していただきたいという趣旨である。

【逢坂大臣政務官入室】政務官より挨拶。

北脇委員 5-3について、3つに分けて、WGに報告するということか。

事務局 然り。

深川委員 国内ではともかく海外から見たら周回遅れのものというものが果たして「先駆的」という視点が重要。日本の5年とアジアの5年とは時間感覚が全く違う。

事務局 重要なお指摘。国内外という形で修正させていただく。

深川委員 地域の責任ある関与ということで、行政のコミットが挙げられているが、行政だけではなく、日本の場合、民間でも取決めなどがあつ

て閉鎖的などところがある。地方行政だけではなくて、NGOやNPOも含めた民間のコミットの視点も入れるべき。

事務局 そのような趣旨も入るよう修正させていただく。

八田委員 日本で先駆性があるって、国際競争でも負けないようなものであればいいと思う。

熟度について、これが高いのは地元でやれることから申請書に書くケースが考えられるが、世界との間で遅れが広がっていくことを止めることになれば最低限いいのではないか。

大西代理 基本方針に震災について触れている。震災の特別措置法より総合特区法が先に施行されるが、震災関係のものが出てきたらどう取り扱うのか。

事務局 震災の特別措置法の中身やスケジュールは現時点では不明。明らかになった際に地域でその地域に合った方を選択していただければと思うが、基本方針では国会で被災地について申請受付のスケジュールについて配慮すべしとの議論があり、それに対応して基本方針にその旨を明記したものの。

八田座長 確認であるが、資料5-4について、1. ⑥、⑦の国際に係る記述であるが、参考資料2の中ではどこに記載ものを参考にするのか。

事務局 P.2注3である。

八田座長 基本方針の記述であるか。

事務局 然り。

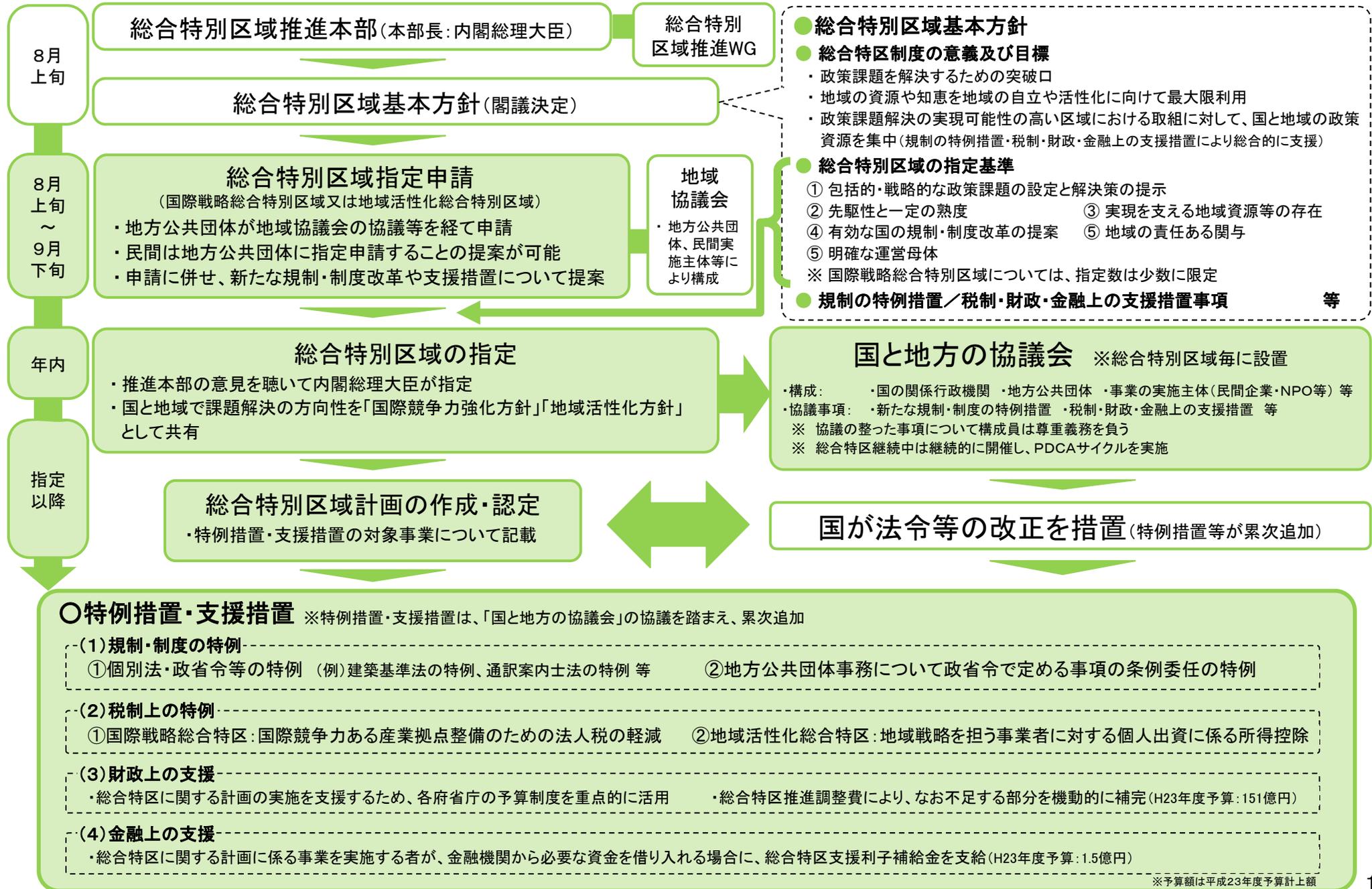
八田座長 総合特区の地区は発展するが他地域を吸い上げてしまう提案があったとして、これは国全体として重要で指定すべきというものがあつた場合は、指定できないように読めるが。

事務局 そのようなものが総合特区として適当であるかということであると考える。

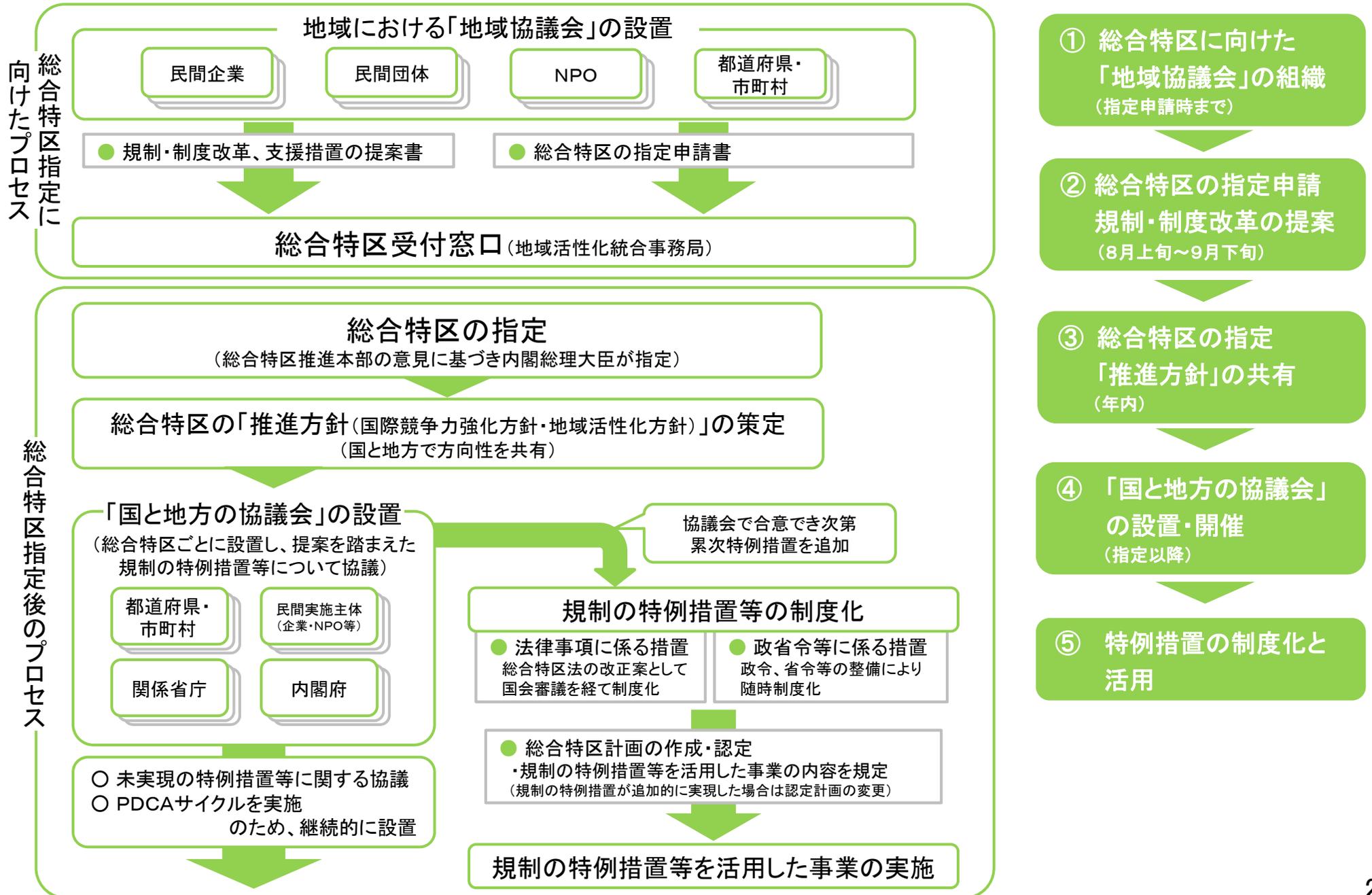
○取りまとめ

座長より、次回の会議でパブリックコメントを行う案の取りまとめまで行いたい。各委員に事務局より改めて意見照会していただくのでよろしくお願ひしたい旨の発言があつた。

以上



総合特区が実現するまでのプロセス



③当該総合特区に係る産業や地域のみならず、他の関連産業や周辺地域の活性化の効果と相まって、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することのそれぞれが明らかであるような記載内容となっていることが望ましい。

⑥我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれるか

⑦事業実施による目標達成の蓋然性が相当程度高く、当該事業を含む取組が政策課題の解決に相当程度有効かつ先駆的で実現可能性が高いものか《⑥⑦は申請書全体から総括的にも記載いただく》

②評価指標及び数値目標

評価指標(1)：○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

数値目標(1)：○○(H○○年○月現在)→○○(H○○年)

評価指標(2)：○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

数値目標(2)：○○(H○○年○月現在)→○○(H○○年)

注1) 目標の記載に当たっては、目標が数値として表され、目標達成年次が明示(概ね5年以内を目安に適切に設定することとする等)されている等、できる限り具体的に記載することが望ましい。(複数の目標を設定することも可。)

注2) 指定基準のうち、第二号基準(「当該区域において産業の国際競争力の強化に資する事業を実施することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれること」)については、主として①欄及び本欄の記載事項に基づき判断することとなることに留意すること。

⑥我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれるか

⑦事業実施による目標達成の蓋然性が相当程度高く、当該事業を含む取組が政策課題の解決に相当程度有効かつ先駆的で実現可能性が高いものか《⑥⑦は申請書全体から総括的にも記載いただく》

③数値目標の設定の考え方

数値目標(1)の目標達成に寄与する事業としては、○○○○○○○、○○○○○○○、○○○○○○○を想定している。

現時点で想定する各事業の寄与度は以下の通り。

○○○○○○○：○○

○○○○○○○：○○

○○○○○○○：○○

数値目標(2)の目標達成に寄与する事業としては、○○○○○○○、○○○○○○○、○○○○○○○を想定している。

現時点で想定する各事業の寄与度は以下の通り。

○○○○○○○：○○

○○○○○○○：○○

○○○○○○○：○○

注1) 目標値を設定する場合、目標設定の根拠となる取組・事業や、目標に対する寄与度について記載することが望ましい。(事業内容等が流動的である場合等、指定申請書への記載が困難である場合においても、申請時点で想定している内容について、参考資料等として指定申請書に併せて送付することが望ましい。)

注2) ここに記載する事業については、「3 目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容」に記載することが望ましい。

注3) 本欄の記載事項は、指定基準のうち、第二号基準の判断に際し、事業の実施による目標達成の蓋然性が相当程度高いかどうかの観点から確認することとなることに留意すること。

イ) 包括的・戦略的な政策課題と解決策

域協議会を構成するメンバーが合理的なメンバーで構成され、一体となって推進できる体制となっており、かつ協議を経た申請となっているか

①事業全体のスケジュール

H〇年度：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

…

H〇年度：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

②地域協議会の活動状況と参画メンバー構成

H〇年〇月：協議会の母体となる〇〇〇〇コンソーシアムを設立

・当初構成員：〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇・・・)

・設立目的：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

H〇年〇月：〇〇〇〇コンソーシアム第〇回全体会議を開催

H〇年〇月：〇〇〇〇コンソーシアムに〇〇部会を設置

H〇年〇月：〇〇〇〇コンソーシアム〇〇部会第〇回会議を開催

H〇年〇月：〇〇〇〇コンソーシアムに新たに〇〇〇〇〇が参画し、〇〇〇〇が脱退

………

H〇年〇月：〇〇〇〇コンソーシアムを総合特区法に基づく地域協議会と位置付け

H〇年〇月：〇〇〇〇コンソーシアム第〇回全体会議（第1回地域協議会と位置付け）開催

注1) 事業全体のスケジュールや地域協議会の活動状況が明らかであれば、必ずしも本欄に示す形式である必要はない。

注2) 地域協議会の活動状況の記載にあたっては、法に基づく地域協議会として位置付ける以前の活動についても記載することが望ましい。

注3) 活動に加わったメンバー構成、事務局、意思決定者、プロデューサー等役割分担を記載することが望ましい

注4) 指定基準のうち、第一号基準として基本方針に示す「vi）運営母体が明確であること」については、指定申請書に添付される地域協議会の意見及び協議の概要に併せ、②欄の記載事項に基づき判断することとなることに留意すること。

ウ) 事業全体の概ねのスケジュール←(4) 明確な運営母体①法に基づく地域協議会の有無②地域協議会を構成するメンバーが合理的なメンバーで構成され、一体となって推進できる体制となっており、かつ協議を経た申請となっているか

①事業全体のスケジュール

H〇年度：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

…

H〇年度：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

②地域協議会の活動状況と参画メンバー構成

H〇年〇月：協議会の母体となる〇〇〇〇コンソーシアムを設立

・当初構成員：〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇・・・)

・設立目的：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

H〇年〇月：〇〇〇〇コンソーシアム第〇回全体会議を開催

H〇年〇月：〇〇〇〇コンソーシアムに〇〇部会を設置

H〇年〇月：〇〇〇〇コンソーシアム〇〇部会第〇回会議を開催

H〇年〇月：〇〇〇〇コンソーシアムに新たに〇〇〇〇〇が参画し、〇〇〇〇が脱退

………

H〇年〇月：〇〇〇〇コンソーシアムを総合特区法に基づく地域協議会と位置付け

H〇年〇月：〇〇〇〇コンソーシアム第〇回全体会議（第1回地域協議会と位置付け）開催

注1) 事業全体のスケジュールや地域協議会の活動状況が明らかであれば、必ずしも本欄に示す形式である必要はない。

注2) 地域協議会の活動状況の記載にあたっては、法に基づく地域協議会として位置付ける以前の活動についても記載することが望ましい。

注3) 活動に加わったメンバー構成、事務局、意思決定者、プロデューサー等役割分担を記載することが望ましい

注4) 指定基準のうち、第一号基準として基本方針に示す「vi) 運営母体が明確であること」については、指定申請書に添付される地域協議会の意見及び協議の概要に併せ、②欄の記載事項に基づき判断することとなることに留意すること。

別添 3 規制の特例措置等の提案書作成イメージ

※ 本イメージは提案書の構成の一例であり、法令及び基本方針に合致しており、本イメージと概ね同一の内容が含まれていれば、必ずしも本構成と同一の構成とする必要はありません。

※作成にあたっては、冗長な記載とならないよう、必要な内容を簡潔に記載してください。

国際戦略（地域活性化）総合特別区域の指定申請に伴う新たな規制の特例措置等の提案書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長の氏名 印

注 氏名の記載を自署で行う場合には、
押印を省略することができます。

総合特別区域法第10条第1項（第33条第1項）の規定に基づき、国際戦略（地域活性化）総合特別区域の指定申請に伴い、新たな規制の特例措置その他の特別の措置として、別紙提案書の通り提案します。

※既に総合特区として指定を受けている地方公共団体よりの提案の場合は以下の通り記載のこと。

総合特別区域法第10条第1項（第33条第1項）の規定に基づき、国際戦略（地域活性化）総合特別区域における事業の実施に必要となる新たな規制の特例措置その他の特別の措置として、別紙提案書の通り提案します。

規制の特例措置等の提案書

1 提案団体名

〇〇市

注) 総合特区の指定申請を民間事業者と共同で行う場合においても、本提案書については、地方公共団体の名で作成願います。

2 提案内容

ア) 規制の特例措置の提案→(5) 新たな規制・制度改革の提案①国の規制・制度に係る規制の特例措置等の提案の有無②政策課題の解決策として必要なものが包括的・網羅的に提案されており、かつ有効か

別表1の通り。

イ) 税制上の支援措置に関する提案

別表2の通り。

ウ) 財政上の支援措置に関する提案

別表3の通り。

エ) 金融上の支援措置に関する提案

別表4の通り。

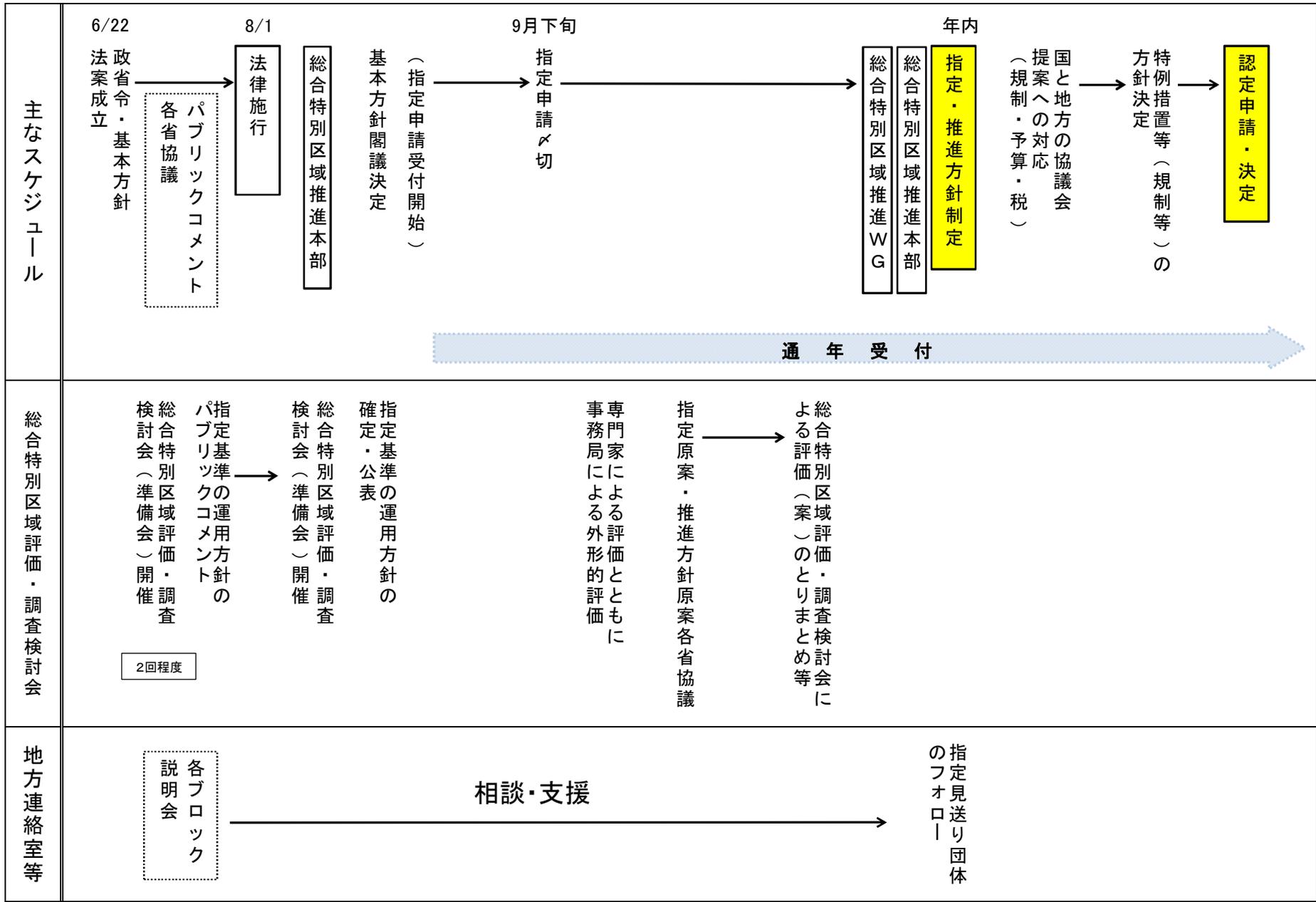
オ) その他の支援措置に関する提案

別表5の通り。

注) 規制の特例措置の提案にあたっては、根拠法令等は、〇条〇項のどの部分等、具体的に記載することが望ましい。

今後のスケジュール

参考資料4



「総合特別区域評価・調査検討会」

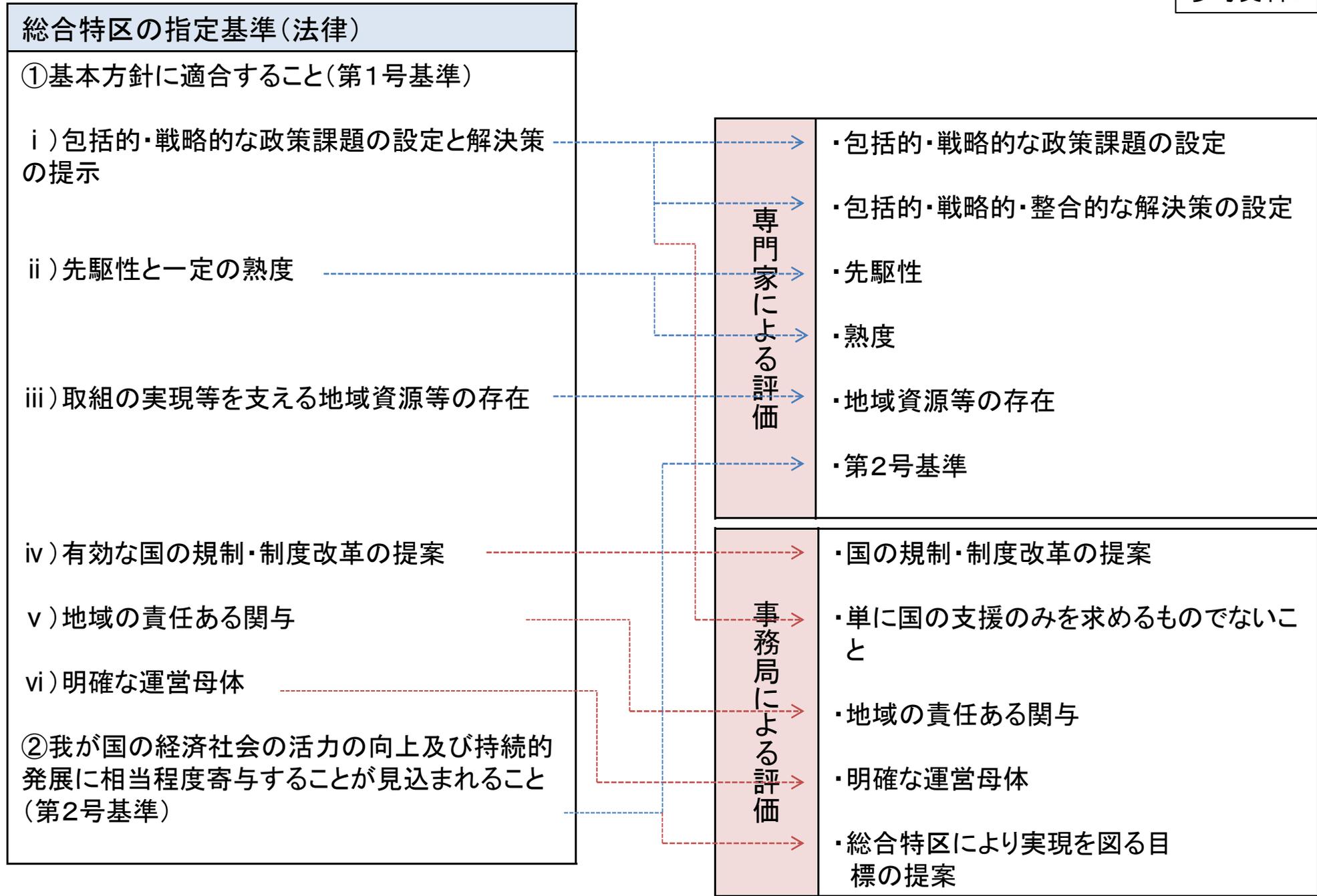
指定基準の運用方針や指定の手続き、申請に対する評価等に関しご意見を伺う。

(産業競争力強化や地域活性化全般を横断的に評価できる有識者(5名程度)、医療・福祉などの主要な各分野ごとの有識者(5名程度))

法律を検討するため、地方公共団体から寄せられた提案295件を分類した結果、以下のような分野での専門家が必要と推定される。
(実際には申請を受け付けてから再検討か?)



法律、基本方針と評価の関係



指定に関する総合特別区域法（抜粋）

（国際戦略総合特別区域の指定）

第八条 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、地方公共団体が単独で又は共同して行う申請に基づき、当該地方公共団体の区域内の区域であつて次に掲げる基準に適合するものについて、国際戦略総合特別区域として指定することができる。

- 一 総合特別区域基本方針に適合すること。
- 二 当該区域において産業の国際競争力の強化に資する事業を実施することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれること。

採点表 1.⑥

- 2 地方公共団体は、前項の規定による申請（以下この節において「指定申請」という。）を行う場合には、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。
 - 一 指定申請に係る区域の範囲
 - 二 前号の区域における産業の国際競争力の強化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題
 - 三 前号の目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容
- 3 次に掲げる者は、地方公共団体に対して、指定申請をすることについての提案をすることができる。
 - 一 当該提案に係る区域において特定国際戦略事業を実施しようとする者
 - 二 前号に掲げる者のほか、当該提案に係る区域における特定国際戦略事業の実施に關し密接な関係を有する者
- 4 前項の提案を受けた地方公共団体は、当該提案に基づき指定申請をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、指定申請をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。
- 5 地方公共団体は、指定申請をしようとするときは、関係地方公共団体の意見を聴くとともに、第十九条第一項の国際戦略総合特別区域協議会（以下この節において「地域協議会」という。）が組織されているときは、当該指定申請に係る第二項各号に掲げる事項その他当該指定申請に關し必要な事項について当該地域協議会における協議をしなければならない。
- 6 指定申請には、前項の規定により聴いた関係地方公共団体の意見の概要（同項の規定により地域協議会における協議をした場合にあつては、当該意見及び当該協議の概要）を添付しなければならない。
- 7 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定（以下この条及び次条第一項において単に

「指定」という。）をしようとするときは、総合特別区域推進本部の意見を聴かなければならない。

8 内閣総理大臣は、指定をしたときは、遅滞なく、その旨その他内閣府令で定める事項を公示しなければならない。

9 内閣総理大臣は、指定を受けた地方公共団体（以下この章において「指定地方公共団体」という。）の申請に基づき、国際戦略総合特別区域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合において、第五項から前項までの規定は国際戦略総合特別区域の指定の解除について、前各項の規定はその区域の変更について、それぞれ準用する。

10 前項に定める場合のほか、内閣総理大臣は、国際戦略総合特別区域の指定を受けた区域の全部又は一部が第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、指定地方公共団体の意見を聴いて、当該国際戦略総合特別区域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、第七項及び第八項の規定を準用する。

第三十一条 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、地方公共団体が単独で又は共同して行う申請に基づき、当該地方公共団体の区域内の区域であつて次に掲げる基準に適合するものについて、地域活性化総合特別区域として指定することができる。

一 総合特別区域基本方針に適合すること。

二 当該区域において地域の活性化に資する事業を実施することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれること。

〔指定に関する総合特別区域法基本方針（抜粋）〕

第二 総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

2 総合特別区域に係る規制の特例措置等の提案の受付及び対応に関する基本方針

② 総合特別区域に係る規制の特例措置等の提案の対象

提案の対象とする規制・制度は、許認可等による具体的な制限のみでなく、広く、経済的、社会的活動一般に関して何らかの事項を規律するもの全てを対象とする。また、必要となる施策体系が存在しない場合、そのような新しい施策体系の導入に係る提案も含み、対象とする。

具体的には、規制の改革（過去に行われた規制改革の改善や活用促進のための措置を含む。）、国の権限・事務の地方公共団体への委譲・ワンストップ化、国の関係機関の業

採点表 2.(2)

務の見直し、国の制度、事務手続の見直し（税制・財政・金融上の支援措置の改善、国の認定手続の簡素化等）等に関する提案を全て受け付けるものとする。

ただし、単に当該総合特区に係る取組、事業への国の支援を求める提案ではなく、規制の改革をはじめとして、既存の施策体系の改善につながる提案を対象とすることとする。

第三 国際戦略総合特別区域の指定及び地域活性化総合特別区域の指定に関する基本的な事項

1 総合特区の指定に関する基本的な事項

法第8条第1項又は法第31条第1項に基づき、当該区域において産業の国際競争力の強化又は地域の活性化に資する事業を実施することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれる区域であつて、2に示す総合特区の指定基準に該当すると見込まれるものについて、それぞれ国際戦略総合特区若しくは地域活性化総合特区として指定する。

総合特区の指定に当たっては、我が国の現下の財政事情等に鑑み、「選択と集中」の観点を最大限にいかすため、政策課題を解決する上で有効かつ先駆的な取組の実現可能性が高い地域を厳選し、国と地域の政策資源を集中させることとする。

特に、国際戦略総合特区については、成長分野を中心に、我が国の経済をけん引することが期待される産業の国際競争力の強化のため、国際レベルでの競争優位性を持ちうる大都市等の地域を厳選するため、その指定数は少数に限定するものとする。

また、総合特区制度の円滑な導入を図るため、特に初年度においては、少数に絞り込んでも指定を行い、その後、順次指定を拡大することとする。

採点表 1.①②

2 総合特区の指定基準

法第8条第1項各号又は法第31条第1項各号に掲げる総合特区の指定基準について、具体的な判断基準は、以下のとおりとする。

① 基本方針に適合するものであること。（第1号基準）

総合特区の意義及び目標に照らし、政策課題を解決する上で有効かつ先駆的な取組の実現可能性が高い地域を厳選すると観点から、内閣府が受理した総合特区の指定申請書及び添付資料により、以下の6項目の基準に基づき判断する。

なお、複数の政策課題が設定されている場合は、個々の政策課題と、対応する解決策及び事業に関し、それぞれ判断することとなる。

i) 包括的・戦略的な政策課題の設定と解決策の提示があること

採点表 1.④⑤

単に国の支援措置のみを求めるのではなく、国と地域で共有し、協働プロジェクトとして推進することができる包括的・戦略的な政策課題の設定と解決策の提示がなされていること、提示されている解決策が政策課題の解決に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていることをもって判断する。

ii) 先駆的な取組であり、一定の熟度を有すること

政策課題の解決に有効なものとして、同様の政策課題の解決を図る国内の他の取組に比して先駆的と認められる取組が提示されていること、それらの取組について、関係者の合意形成が整い事業実施段階にある等、熟度が高く、実現可能性が高いものと認められることをもって判断する。

採点表 1.③

iii) 取組の実現を支える地域資源等が存在すること

地域の歴史や文化、地理的条件、社会資本や技術の存在、産業や担い手の集積等の地域資源の特性を踏まえた取組や事業が提示されていることをもって判断する。

iv) 有効な国の規制・制度改革の提案があること

指定申請に併せ、第二の2に基づく国の規制・制度に係る規制の特例措置等の提案がなされており、提案の内容が政策課題の解決策として提示された内容に合致していることをもって判断する。

採点表 2.(5)①②

v) 地域の責任ある関与があること

地域の自発性、自立性、主体性を重視する観点から、地域独自の税制・財政・金融上の支援措置、地方公共団体の権限の範囲内での規制の緩和や地域の独自ルールの設定、地方公共団体等における体制の強化等の地域の関与が示されていること、指定申請書に示されている目標に対する評価が適切に実施されることが明らかであることをもって判断する。

採点表 2.(3)①②③④⑤⑥

なお、評価については、地方公共団体による自己評価のみではなく、地域協議会における協議や地域住民の参加等、より客観的な評価手続を明記していることが望ましい。

vi) 運営母体が明確であること

真に国際競争力の強化や地域の活性化につながる取組を行うに当たっては、取組の主体である地方公共団体と、特定総合特区事業の予定実施主体等が、明確な役割分担の下に連携し、一体となって推進できる体制が整っていることが重要であることを鑑み、運営母体として、法に基づく地域協議会が組織され、一定の活動実績を有することをもって判断する。ただし、活動実績としては、法に基づく組織として位置付けられる以前のものも含め、総合的に判断する。

採点表 2.(4)①②

なお、思い切った規制の特例措置の実現や、規制の特例措置を活用した事業の実施に当たっては、利害関係を有する団体についても、事業の構想・計画段階から意見交換や調

整を行うことが重要であるため、このような団体も、地域協議会の構成員となっていることが望ましい。

② 当該区域において産業の国際競争力の強化又は地域の活性化に資する事業を実施することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれること。(第2号基準)

国際戦略総合特区にあつては、指定申請書に記載されている事業の実施による目標の達成が、産業の国際競争力の強化に寄与すること、具体的には、我が国の経済をけん引することが期待される産業分野において、国際レベルでの競争優位性を持ちうる拠点形成に資することにより、当該産業や当該地域のみならず、他の関連産業や周辺地域の活性化の効果とも相まって、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することをもって判断する。

また、地域活性化総合特区にあつては、指定申請書に記載されている事業の実施による目標の達成が、地域の活性化に寄与し、経済効果の周辺地域への波及や、先駆的な取組による課題解決モデルの構築等を通じ、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することをもって判断する。

これらの判断に当たっては、**事業の実施による目標達成の蓋然性が相当程度高く、当該事業を含む取組が政策課題の解決に相当程度有効かつ先駆的で実現可能性が高いもの**と認められるかを総合的に勘案するものとする。

3 総合特区の指定申請手続に関する基本的な事項

① 指定申請の受付時期

総合特区の指定申請を行うことができる期間は、原則として通年とする。

内閣府は、指定申請を受理した際は、毎年3月末までに受理したものの指定については同年7月末までに、9月末までに受理したものの指定については翌年1月末までに行うことを原則として、必要な手続を進めるものとする。ただし、総合特区制度の円滑な導入を図るため、制度導入初年度である平成23年度においてはこの限りではない。なお、一度行われた指定申請について、指定申請の内容の追加又は変更がある場合、指定申請を行った地方公共団体は、いつでも提出した指定申請書の追加又は変更を行うことができるものとする。この場合、指定申請の受理日は、追加又は変更がなされた後の指定申請書を受理した日とする。

② 指定申請の主体

総合特区の指定申請をしようとする主体（以下「指定申請主体」という。）は、以下の

採点表 2.(1)

いずれかによるものとする。

- ア) 市町村（特別区を含む。以下同じ。）単独
 - イ) 複数の市町村の共同
 - ウ) 都道府県単独
 - エ) 複数の都道府県の共同
 - オ) 都道府県と市町村の共同
 - カ) その他法第2条第5項の地方公共団体として位置付けられている団体
 - キ) ア)～オ)のいずれかと、カ)の団体との共同
 - ク) ア)～キ)のいずれかと、総合特区内において事業を実施する実施主体（地方公共団体を除く。以下「民間実施主体」という。）の共同
- なお、法第8条第2項及び法第31条第2項に基づく指定申請の手続は、指定申請主体に含まれる地方公共団体により行われるものとする。

③ 指定申請書等の作成

- 指定申請に当たっては、法第8条第2項又は法第31条第2項並びに総合特別区域法施行規則（以下「施行規則」という。）第1条又は第2条に基づき、指定申請書及び添付図書を作成するものとする。指定申請書には、以下の事項を記載するものとする。
- i) 指定申請に係る区域の範囲
（法第8条第2項第1号又は法第31条第2項第1号関係）
 - ア) 総合特区として見込む区域の範囲
 - イ) ア)の区域のうち、個別の規制の特例措置等の適用を想定している区域（必要に応じ設定）
 - ウ) 区域設定の根拠
 - ii) 産業の国際競争力の強化に関する目標又は地域の活性化に関する目標及び目標を達成するために取り組むべき政策課題（同第2号関係）
 - ア) 総合特区により実現を図る目標
 - イ) 包括的・戦略的な政策課題と解決策
 - ウ) 取組の実現を支える地域資源等の概要
 - iii) 目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容（同第3号関係）
 - ア) 行おうとする事業の内容
 - イ) 地域の責任ある関与の概要
 - ウ) 事業全体の概ねのスケジュール

なお、ii)ア)の「目標」の記載に当たっては、目標が数値として表され、目標達成年次が明示（例えば5年以内等）されている等、できる限り具体的に記載することが望ましい。

施行規則に基づき、指定申請に当たっては、指定申請書に加え、以下の図書を添付するものとする。

i) 指定申請書の区域に含まれる行政区画を表示した図面又は縮尺、方位、目標となる地物及び総合特区を表示した付近見取図

ii) 法第8条又は法第31条に基づく指定申請の提案を踏まえて行われた指定申請に際しては、当該提案の概要

iii) 関係地方公共団体の意見の概要（地域協議会における協議をした場合にあっては、当該意見及び当該協議の概要）

iv) 新たな規制の特例措置等の提案と併せて指定申請を行う場合は、当該提案の写しなお、第二の2⑤に基づく提案書を、指定申請書に添えて内閣府に提出する場合には、当該提案書をもって、iv)の提案の写しに替えることができる。

また、指定申請書の参考資料として、以下の事項について記載した書類を添付することができ。

i) 指定申請書に記載した事業で、併せて提案した規制の特例措置等の適用を見込む事業の一覧

ii) 指定申請書に記載した事業ごとの支援措置の要望の一覧

この他、詳細な指定申請書等の記載方法の手引については、本部のホームページ等において公開する。

④ 地域協議会における協議及び関係地方公共団体の意見聴取

2に示す通り、総合特区として指定されるためには、地域協議会が設置されていることが必要条件となる。このため、指定申請主体は、指定申請をしようとするときは、原則として、法第8条第5項又は法第31条第5項に基づき、地域協議会における協議を経る必要がある。その際は、法第8条第6項又は法第31条第6項に基づき、当該協議の概要を指定申請書に添付しなければならない。

また、指定申請主体は、法第8条第5項又は法第31条第5項に基づき、関係地方公共団体の意見を聴き、法第8条第6項又は法第31条第6項に基づき、指定申請に際し当該意見の概要を添付しなければならない。

意見を聴くべき関係地方公共団体としては、例えば、都道府県が総合特区の指定申請を行う場合にあつては、その申請に係る区域に存する市町村が該当すると考えられる

が、どの地方公共団体が関係地方公共団体に該当するかの判断については、指定申請主体たる地方公共団体の判断によるものとする。

なお、指定申請主体に含まれる地方公共団体及び地域協議会の構成員となっている地方公共団体については、指定申請の段階でその意見が十分に反映されているものと考えられるため、改めて意見を聴く必要はない。

⑤ 指定申請区域の範囲

法第8条第2項第1号又は法第31条第2項第1号に示す指定申請に係る区域の範囲の設定に当たっては、総合特区の指定基準に即した区域設定が必要である。

指定申請に際して定める区域は、国際戦略総合特区については、産業の国際競争力強化の拠点整備が行われる区域に限定することを基本とする。一方、地域活性化総合特区については、取組の内容に応じ、柔軟に設定してもよいものとする。

また、指定申請に当たっては、一つの取組と認められる場合には、複数区域にわたり区域を設定（いわゆる「飛び地」）してもよいものとするほか、複数の取組が連携して行うことで相乗効果が得られる場合には、それら複数の取組をまとめて一つの区域として設定してもよいものとする。ただし、複数の取組が連携した取組については、連携の必然性と実態が認められ、かつ、個々の取組自体がそれぞれで総合特区の指定基準を満たしている場合について、一つの総合特区として指定するものとする。

なお、各地域の戦略に応じて、個別の規制の特例措置等ごとに、当該措置の適用を想定する区域として、総合特区の区域内に含まれる、より小さな区域を設定してもよいものとする。

なお、指定申請書の作成に当たっては、区域の範囲と併せ、区域設定の根拠となる考え方も整理し、指定申請書に記載することとする。

⑥ 民間等による法第8条又は法第31条に基づく指定申請の提案

特定総合特区事業を実施しようとする者又は特定総合特区事業の実施に関し密接な関係を有する者（民間企業、NPO、個人事業主等の民間主体を含む。）は、地方公共団体に対して、法第8条第3項又は法第31条第3項に基づき、指定申請の提案をすることができる。

指定申請の提案をする際は、原則として、指定申請書の案を作成して行うものとする。また、規制の特例措置等の提案の要請を同時に行う場合は、当該指定申請書の案に、当該措置に係る提案要請書を添付し、行うこととする。

地方公共団体が指定申請の提案を受けた場合は、法第8条第4項又は法第31条第4項に基づき、指定申請の可否について、遅滞なく、提案者に通知しなければならない。

また、指定申請をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。
なお、地方公共団体においては、行政手続法（平成5年法律第88号）第6条に基づき、民間主体による提案に基づく指定申請の可否を通知するまでの標準処理期間を定めることが望ましい。

4 総合特区の指定手続に関する基本的な事項

総合特区の指定に当たっては、指定が恣意的にならないよう、指定審査過程の透明性を確保することとする。

総合特区の指定申請主体より提出された指定申請書（併せて規制の特例措置等の提案書が提出されている場合は、当該指定申請書及び当該提案書）に基づき、2に示した指定基準に照らし、内閣府において、取組の分野に応じた有識者の意見を聞いた上で、客観的な評価を行う。

この評価を踏まえ、推進WGの議を経て、法第8条第7項又は法第31条第7項に基づき、本部の意見を聴取した上で内閣総理大臣が指定する。

内閣府は、これらの評価、選定の過程を、インターネット等を通じ、速やかに公開するものとする。

なお、指定申請が行われた場合において、2に示した総合特区の指定基準に該当しないと見込まれるときは、総合特区の指定を行わないものとする。

この場合、内閣府は、総合特区の指定基準に照らし不足すると認められる事項について、指定申請主体に伝えることとする。内閣府は、その後、地域が目指す産業の国際競争力の強化又は地域の活性化の実現に向け、総合特区制度の活用のみならず、構造改革特区制度、地域再生制度その他の地域活性化施策の活用に係る助言その他の支援を適切に実施するものとする。その際、地域ブロックごとに設けられた地方連絡室等とも連携しつつ、全国各地への専門家の派遣等の地域活性化のための取組とも連携し、地域の実情に応じた適切な支援を実施する。

なお、指定申請に併せて提案された規制の特例措置が実現しない場合には、取組全体の実現可能性に大きな影響を与えることも想定されるが、総合特区制度は、政策課題解決の方向性を国と地域で共有し、提案された規制の特例措置については、国と地方との協議会を通じて代替措置の提案も含めた前向きな議論を行う仕組みであることに十分留意し、政策課題解決の方向性を国と地域で共有できる場合には、提案された規制の特例措置の実現が指定申請段階で不確定であることのみをもって、指定手続の進捗をいたずらに遅らせることがないよう配慮すること。

5 地域協議会に関する基本的な事項

① 地域協議会の目的

総合特区を活用する事業の多くは、地方公共団体と民間実施主体が連携して行うものとなる。真に国際競争力の強化や地域の活性化につながる取組を行うに当たっては、取組の主体である地方公共団体と民間実施主体が、明確な役割分担の下に連携し、一体となって推進できる体制が整っていることが重要である。

このため、法第19条第1項又は法第42条第1項に基づく地域協議会は、地域の関係団体や利害関係者が一体となった推進体制を確立することを目的として組織されることが望ましい。

また、地域協議会は、当該地域が総合特区として指定された後も、次のような事項について協議を行うこととなる。

ア) 国と地方の協議会における協議への対応

国と地方の協議会の構成員である指定地方公共団体を通じ、又は、地域協議会の代表者が構成員となることにより、国と地方の協議会において、地域協議会がとりまとめた地域の意見を表明する。

イ) 総合特区計画の作成・変更

国と地方の協議会における協議を踏まえた当該総合特区における新たな規制の特例措置等の適用等に際して必要となる総合特区計画の作成・変更に向けた協議を行う。

ウ) その他、総合特区計画の実施に関し必要な事項

その他、総合特区計画の実施に関して必要になる事項として、

- ・ 総合特区計画に位置付けられた事業実施に際しての関係機関の間の調整
- ・ 総合特区計画に基づく事業の実施状況の評価の実施

・ これに基づくさらなる規制の特例措置等の提案
等に係る協議を行う。

② 地域協議会の構成員

地域協議会の構成員は、法第19条第2項又は法第42条第2項に基づき、以下により構成される。

ア) 総合特区の指定申請を行うおとする地方公共団体（共同申請の場合は、指定申請主体に含まれる全ての地方公共団体となる。）

イ) 特定総合特区事業を実施し、又は実施すると見込まれる者

これに加え、それぞれ同条第3項に基づき、以下の構成員を加えることができる。

ウ) 総合特区計画及びその実施に関し密接な関係を有する者

エ) その他当該地方公共団体が必要と認める者

なお、ウの「密接な関係を有する者」としては、地方公共団体が実施主体として実施する特定総合特区事業に密接に関連する民間実施主体や、特定総合特区事業に密接に関連する地域の経済団体、地域の団体、地域の金融機関、地域で活動するNPO法人などを想定している。また、思い切った規制の特例措置の実現や、規制の特例措置を活用した事業の実施に当たっては、利害関係を有する団体についても、事業の構想・計画段階から意見交換や調整を行うことが重要であるため、このような団体についても、地域協議会を構成する一員となることが望ましい。

③ 地域協議会における協議の進め方

地域協議会における協議の進め方については、法第19条第11項又は法第42条第11項に基づき、地域協議会が定めることとする。

地域協議会の運営に際しては、形式的に協議会を開催するのではなく、構成員による適切な役割や責任の分担がなされており、実質的な協議・合意形成の場となっていることが必要である。このため、ICT等も活用した迅速な意思決定体制等が推奨される。

地域協議会における協議を行うための会議において協議が調った事項については、法第19条第10項又は法第42条第10項に基づき、構成員はその結果を尊重しなければならぬ。

（設置）

1. 内閣府に総合特別区域評価・調査検討会（以下「検討会」という。）を置く。

（任務）

2. 検討会は、総合特別区域等の透明性・公平性・中立性を高めるため、総合特別区域指定申請に係る指定基準の運用方針の検討、総合特別区域推進ワーキンググループが行う指定案の作成に資する客観的評価及び総合特区の指定後の評価等に関する事項について調査・検討を行い総合特別区域担当大臣に助言することを任務とする。

（構成）

3. （1）検討会は、学識経験者等のメンバー15人以内で構成する。
（2）座長は構成員が互選し、座長代理は座長が指名する。

（招集）

4. 検討会の会議は、座長が招集する。

（会議の開催）

5. 検討会は、構成員の3分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、座長は、やむを得ない理由により検討会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を検討会構成員に送付し、その意見を徴することをもって、会議に代えることができる。

（議事の公開）

6. 検討会の会議は公開する。ただし、座長が公開することにより支障があると認める場合には、非公開とすることができる。また、議事要旨を作成し、検討会の会議の終了後速やかに公開する。

（庶務）

7. 委員会の庶務は、内閣府地域活性化推進室において処理する。

（雑則）

8. この要綱に定めるもののほか、検討会の議事及び運営に関し必要な事項は、座長が定める。

（附則）

この要綱は、平成23年〇月〇〇日から施行する。